2　法第２条第３項第２号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。

一　高効率蒸気ボイラ（蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。）

イ　発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの

ロ　供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの

二　高効率温水ボイラ（供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。）

三　熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。）により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。）

イ　出力が10キロワット以上のものにあっては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの

ロ　出力が10キロワット未満のものにあっては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの

四　高効率電動機（低圧三相かご形誘導電動機のうち、日本工業規格Ｃ4212に定める試験方法により測定した効率値が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準効率値以上のものに限る。）

区分				基準効率値
種別	定格出力（キロワット）	極数（極）	周波数(ヘルツ)	
全閉形電動機	0.2	2	50	70.0
			60	71.0
		4	50	72.0
			60	74.0
	0.4	2	50	76.0
			60	77.0
		4	50	76.0
			60	78.0
		6	50	78.0
			60	76.0
	0.75	2	50	77.5
			60	78.5
		4	50	80.5
			60	82.5
		6	50	78.5
			60	80.0
	1.5	2	50	83.0
			60	84.0
		4	50	82.5
			60	84.0
		6	50	88.0
			60	84.5
	2.2	2	50	84.5
			60	85.5
		4	50	85.5
			60	87.0
		6	50	84.5
			60	86.0
	3.7	2	50	87.0
			60	87.5
		4	50	86.0
			60	87.5
		6	50	86.0
			60	87.0
	5.5	2	50	88.0
			60	86.5
		4	50	88.5
			60	89.5
		6	50	88.0
			60	89.0
	7.5	2	50	88.5
			60	89.0
		4	50	88.5
			60	89.5
		6	50	88.5
			60	89.5